

～税務署からのお知らせ～

4月17日(金) 以降も申告が可能です

申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告相談は、
4月17日(金)以降も柔軟に受け付けております

○ 新型コロナウイルス感染症の感染リスク防止のため、原則として、

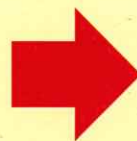
事前予約制

としております

○ 咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方の申告相談
はご遠慮いただいております。

申告書の作成または来署することが可能になった時点で、まずは電話にて税務署にお問合せください。

税務署に出向くことなく、ご自宅等からスマホ・パソコンなどでインターネットにより申告(e-Tax)していただくことが可能です。



申告書作成はコチラ